

大阪府漁業調整規則第11条第1項に基づく知事許可漁業の制限措置について

知事許可漁業の制限措置について

漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号)第4条第1項第2号から第5号まで、第7号から第9号まで及び第11号から第15号までに規定する漁業について、同規則第11条第1項の規定に基づき、制限措置の内容を次のとおり定める。

令和5年3月24日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格			
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数							
中型まき網漁業	—	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	周年	定めなし			
瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業				35馬力以下又は110kW以下(ただし、小型機船底びき網漁業との兼業船は、15馬力以下又は48kW以下)		1月11日から12月25日まで(ただし、2月1日から2月9日までを除く。)				
小型機船底びき網漁業				15馬力以下又は48kW以下				周年		
囲刺網漁業				大阪府地先海面	つばす流網漁業: 5月1日から9月30日まで すずき流網漁業: 4月1日から12月31日まで					
流網漁業(つばす・すずき流網漁業)						4月1日から12月31日まで				
流網漁業(さわら流網漁業)						6月5日から7月11日まで				
流網漁業(まながつお流網漁業)						6月5日から7月11日まで		さわら流網漁業許可を有する者		
刺網漁業				—	—	動力漁船の性能の基準(※)による		大阪府地先海面	一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	定めなし
袋つき建網漁業									周年	
敷網漁業										
たこつば漁業										
ひきなわ漁業									8月1日から2月15日まで	
かご漁業(あなごかご漁業)									周年	
かご漁業(いかかご漁業)										
地びき網漁業									第1種共同漁業権区域内 大阪府地先海面	
小型定置漁業(樹網漁業)	周年	定めなし								
小型定置漁業		第2種共同漁業権区域内 許認可方針に指定する海域	操業区域の漁業権者の同意を得た者							
潜水器漁業	—	—	定めなし	第1種共同漁業権区域内	周年(以下の「産卵期」は除く。) ナマコ:6~8月 アワビ:10~12月 サザエ:6~7月 ムラサキウニ:7~8月 パフンウニ:1~3月 カキ:5~6月	操業区域の漁業権者の同意を得た者				

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 公示日から1カ月間
刺網漁業以外: 公示日から2カ月間